令和６年度「緑の雇用」事業について

別紙７

～見直しのポイント～

令和６年２月

　　　　　　　全国森林組合連合会

　　　　　　　　担い手雇用対策部

　令和６年度事業の主な見直しポイントは以下のとおりとなりますので、今後とも、安全かつ効率的な林業作業を担う現場技能者の育成に向け、皆様の御理解と御協力をお願いします。

* 令和６年度事業見直しのポイント

（１）林業経営体の要件の拡充

新規就業者の確保・育成対策に係る林業経営体の要件について、令和５年度より造林事業を開始する経営体が拡充されたが、令和６年度（令和５年度補正）より、伐採事業を開始する経営体が拡充対象となる（共に、今後、認定事業主の認定を受ける意思があることが条件）。

【新規追加】

認定事業主となる意思を有する林業経営体（新たに伐採事業を開始する者）

事業開始の前年度末から起算して３年以内に伐採事業を行う経営体を立ち上げ若しくは 既存の経営体で伐採 部門を設置し、ＦＷ研修（１年目）修了後３年以内に認定事業主となる意思を有する林業経営体（下記①～③に掲げる要件を全て満たす者）。

① 当該経営体の事業において、スギ花粉発生源対策推進方針（平成13年６　月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき都道府県知事が設定するスギ人工林伐採重点区域の市区町村が過半を占めること

② 独立行政法人農林漁業信用基金の林業信用保証を利用したことがある　こと

③ 造林事業を行っていない場合は、造林を実施する者との協力体制が築かれていること

（２）指導要件

ＯＪＴ指導員は、ＦＬ・ＦＭ修了者に限定する。

ただし、新規経営体およびＦＬ・ＦＭ研修を修了した指導員がいない場合に限り、ＦＬ・ＦＭ研修の当年度受講予定者を修了見込として年度当初から指導員の資格を有すると者として取り扱うことができる（「みなし指導員」という）。ただし、みなし指導員がＦＬ・ＦＭ研修を当年度に修了できなかった場合は、当該指導員が行った研修は無効となり、その分の助成金は支払われない。

（３）労災保険率の改定に伴う助成対象経費（労災保険料）の変更

助成対象経費のうち労災保険料率について、技術習得推進費に応じて労災保険料（60/1,000）を助成していたが、令和６年４月１日施行の労災保険料率の改定に伴い、52/1,000へと変更する。

（４）ＦＭ研修の旅費助成の対象の変更

ＦＭ研修の研修生旅費について、研修開催県外からの出張にのみ旅費を助成する（研修を開催する県から参加する研修生の旅費は助成されない）。

旅費とは、日当・宿泊費・交通費のことをいう。

（５）環境負荷低減チェックシートについて

「みどりの食料システム戦略」において、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者へ集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされました。

農林水産省では、令和6～8年度の試行実施を経て、全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとし、これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となります。

クロスコンプライアンスの実施に当たっては、取組内容をチェックシート等で提出することとなります。

今後、「緑の雇用」事業における環境負荷低減チェックシートを配布する予定です。（予備）登録申請をする経営体につきましては、後日、同チェックシートをご提出いただくことになりますので、予めご承知おきください。

以上